会　　長	会長代理	事務局長	係　　長	主　　査	係　　　　　員

太良町農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和４年４月５日（火）午前９時
２．開催場所　　太良町総合福祉保健センター「しおさい館」２階
３．出席委員　（１９名）

農業委員　（８名）

会長	８番	秀島　克博
	１番	澤山　直人
	２番	辻　　和久
	３番	山口　秀行
	４番	福江　晋
	５番	川﨑　豊洋
	６番	堤　　こずえ
	７番	水田　武次郎

農地利用最適化推進委員　（１１名）

久我　定幸
池田　信文
木村　覚
榊原　照博
蕪竹　敏治
池田　保吉
中島　政秀
簗　　善作
内田　秀敏
永渕　久留美
松本　広喜

４．議事日程

議案第８４号　農地法第１８条第６項の規定による解約報告について
議案第８５号　農地法第３条の規定による許可申請審議について
議案第８６号　農地法第５条の規定による許可申請審議について
議案第８７号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第８８号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について（あっせん）
議案第８９号　農地法施行規則第１７条の規定に基づく別段面積の検討について
議案第９０号　太良町空き家情報バンクに登録された空き家に付随した特例農地について

５．農業委員会事務局職員

事務局長　　今田　徹
農地係長　　大岡　寿憲
主　　事　　石﨑　志朗

６．会議の概要

発言者	内容
議長	おはようございます。ただ今から第２２回総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員８名、推進委員１１名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、６番の堤委員と７番の水田委員よろしくお願いします。さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案８４号２件、議案８５号３件、議案８６号２件、議案８７号７件、議案８８号１件、議案８９号１件、議案９０号１件となっております。 議案第８４号１番、農地法第１８条第６項の規定による解約報告について、別紙関係人により解約報告を受理したので報告します。 事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明）
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。

福江委員	先月の２６日土曜日に内田推進委員と連絡を取って○○さん宅、○○さん宅へ行ってきました。 かれこれ１０年以上田んぼとしては作らないで、放置状態で、今現状は竹やぶです。荒れた状態になっています。後に作る者がいないということで誰か買ってくれないかという事でしたが、一応、誰かいるならということで話をしてきました。解約通知を出していなかったという事で、よろしくお願いしますという事でした。
内田推進委員	ここは、近くに私の土地があるので分かるんですが、おそらく大分前から荒れてたでしょう。誰か買ってくれたら一番良いですけど、現状ではなかなか田んぼには戻し切れないと思います。以上でございます。
議長	調査報告が終わりました。それでは議案第８４号１番について、ご意見ご異議ございませんか。
	（異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８４号１番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	（挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。しかがって、議案第８４号１番は原案どおり認められました。 次にお諮りいたします。議案第８４号２番と議案８７号農業経営強化基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についての１番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。
	（異議なし）
議長	異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明）

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された山口農業委員、池田推進委員から調査報告をお願いします。
山口委員	３月２９日に、私と池田推進委員と○○さんと○○さんの奥さん、○○さんと現場で会いまして現場確認しました。みかんもきれいにされてまして問題ないと思います。詳細は池田推進委員に詳しく話してもらいます。
池田推進委員	詳細といっても、周りが写真で見るとおり全部荒れ地なんで、その土地だけがきれいにされていて、防風林が伸びすぎてるかなと思うくらいで本当にきれいにされています。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは、議案第８４号２番及び議案第８７号１番について、ご意見ご異議ございませんか。
中島推進委員	この場所は、今までは○○さんがずっと作られてたんですか。
池田推進委員	そうです。
中島推進委員	それを今回貸されるということですか。
池田信推進委員	ちょうど、道を挟んで反対側を○○さんが作ることになったものですから、ついでにうちのもしてくれんねということでした。
議長	ほかにご意見ご異議ございませんか。
	（異議なし）
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第８４号２番について、申請内容に問題がないと判断される方は挙手をお願いします。
	（挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第８４号２番は原案

	どおり認められました。 　続きまして議案第８７号１番について、許可相当であると判断される方は挙手をお願いします。 　（挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第８７号１番は原案どおり認められました。 　続きまして、議案第８５号農地法第３条の規定による許可申請審議について、別紙関係人により許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは、議案第８５号１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 　譲受人につきましては、別添の調査票にありますとおり、農地法第３条２項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えております。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員および木村推進委員から調査報告をお願いします。
山口委員	ご報告いたします。３月３０日に私と木村推進委員と〇〇さんと現場で話をしました。現場の方では、もうみかんの木が植えてあってきれいに管理されておりました。これが、〇〇さんに対価というか１０アールあたりの金額がこれで良いのか確認したところ、〇〇さん本人が、病気をされてから体が動かないということで農作業をできるような状態ではない事から荒らすよりも管理してもらった方がよいということで、この金額でも承諾したということでした。
木村推進委員	〇〇さんの田には、早々と苗が植えてあったので、すぐに植えられたものだと思います。
議長	調査報告が終わりました。 　それでは議案第８５号１番についてご意見ご異議ございませんか。 （異議なし）

議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８５号１番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第８５号１番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第８５号２番について事務局に説明を求めます。
事務局	（議案説明） こちらの譲受人につきましても、別添の調査票にありますとおり、農地法第３条２項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えております。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山農業委員および久我推進委員から調査報告をお願いします。
澤山委員	調査報告をいたします。３月２６日に久我推進委員と私と譲受人の○○さんのお宅にお伺いいたしまして話をしました。 写真を見てもらうと分かりますけど、面積的には７７㎡と小さく、周りは○○さんのデコポン畑がありまして同じように管理をされていて、ずっと前から○○さんのお父さんと○○さんの間で売買については話ができていたのが､名義が変わっていなかったため申請を出したそうです。 その内容を詳しく知るため､大阪在住の○○さんに電話をしたところ､奥さんが対応されましたけれども、元ＪＡさがの○○さんに間に入ってもらって調整をしたということでした。その後○○さんのお宅にお伺いして確認してもらったところ、土地等、条件、内容に間違いないということでした。
久我推進委員	３月２６日に澤山農業委員と一緒に○○さんとお会いしてお話しました。澤山農業委員の説明のとおりです。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第８５号２番についてご意見ご異議ございませんか。

	（異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８５号２番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。
	（挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第８５号２番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第８５号３番について、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） こちらの借受人につきましても、別添の調査票にありますとおり、農地法第３条２項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えております。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された川崎農業委員および永渕推進委員から調査報告をお願いします。
川崎委員	報告します。４月１日に永渕推進委員と私と〇〇さんと話をして、内容を聞いてきました。 自分が体調を崩したため、〇〇さんに太良の方の耕作を全部任せるという話をしているということでした。借り手の方は、経験がない農業者ということでしたが、一人で大丈夫ですかという話をしましたが、２年間〇〇さんのところでアルバイトをしてたということと、もう一人アルバイトに来ていた友達と２人でやるという事でした。知識的にはあんまりないので上手に出来るか不安ですけど、地域の皆さんと良い関係が出来たら良いかなということでした。とりあえず１年やってみて、上手く出来たら本当に就農してもらって、大和の方でも耕作をさせたいという考えがあるみたいでした。
永渕推進委員	川崎農業委員のおっしゃるとおりです。
議長	調査報告が終わりました。

	それでは議案第８５号３番についてご意見ご異議ございませんか。
水田委員	作り手が兼業とありますが、他の仕事は何をされてますか。
事務局	その件につきまして、事務局より説明します。 兼業の方ですけど、介護施設関係の法人役員をされてまして、施設の経営の方に携わっていますということでした。 もともと、昨年の秋くらいから専業農家か兼業農家でいくのかという話し合いをＪＡ佐城地区の方とされてましたけれども、施設の仕事をすぐにやめられない状態ということでしたので、とりあえず農地法第３条で貸し借りをすることになったということです。出荷関係の契約については、ＪＡ佐城地区では○○さんで調整済だということで確認をしております。以上です。
澤山委員	○○さんは全部手放されるんですかね。
川﨑委員	土羽が崩れているところは作らないということで聞いてます。
議長	他にございませんか。
	（異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８５号３番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。
	（挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第８５号３番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第８６号農地法第５条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理しましたので審議並びに意見を求めます。 お諮りします。議案第８６号１番及び２番について、関連がありますので一括して審議することにご異議ございませんか。

	（異議なし）
議長	異議なしと認めます。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第２種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流失や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第５条第２項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員およびさ榊原推進委員から調査報告をお願いします。
辻委員	昨年１月の総会時に農振除外地の申請が通った案件であります。農振除外の申請当時に区の方は、全然知らなかったということがありまして、近隣者の承諾をもらって申請をされたということもあって、農振除外の手続きについては通ったというところです。 その後、区長を中心に関連する水田作物の作付者もいらっしゃるということで、そういった方に説明をしました。 その時に、農振除外の手続きは終わったけれども、転用に向けての要望書９項目ほど挙げて、返答が業者の方からきたところです。 ただ、集落説明会の開催については、コロナ禍において説明会がここ１年間できていないという状況です。そういう中に、担当者が３名ほど変わりまして、しびれをきらした業者が、今回転用の申請を提出したということです。 現地調査については３月３１日、私と榊原推進委員と業者２名立会しました。現地の状況は、東南の方向に傾斜があるという状況です。そして、農振除外の後、雨水の流し口について、隣接の方について許可を受けたという話であったんですが、熱海の災害等のこともあって、転用の時期になって断られたという経緯もあって、溜枡浸透型の申請内容となっています。 集水桝、浸透桝の容量や数等で大丈夫かという問いには、平準を１．０とした場合、１．１１という報告の資料が届いたところです。太陽光の下の道は砂利道にすると、法面に関しては芝を張りたいということで

	した。 　ただ、南東の下の境界について、フェンスが３０センチくらいしか空いてないので、隣接の方に確認しているかを聞いたところ、今回は工事内容について話をしていないということでした。 　現状の雨量からしたら、浸透桝等の大きさ等を考えると、土地の広さに対して安全といえるか疑問符がつくところです。 　それに加えて、４月から区が新役員になっているため、話を新たにしたところ、説明会をしてもらっていないということ、工事計画書の内容についても教えてもらいたいなどの意見が区の役員さんからあったため、出来たら区の方に説明会をしてもらいたいということでした。 　以上の調査内容から必ずしも安全な状況ではないと言わざるを得ないという調査結果です。
榊原推進委員	ここは、農振除外する時から盛り切りはダメです、山なりで工事をしてくださいと言ってます。私のみかん畑も隣にあるため、お願いをしているが聞き入れてくれない。さらに、工事の際に出た土砂については、かなりの土量がでるものだと思います。これについて、どこに持っていくのかも聞いておりません。 　もう一つ、雨水です。町道の上の方から道なりにかなりの水が流れてくるということも頭に入れておいてください。
辻委員	それと、○○さんの小屋の横に川が通っていまして、この上が災害区域でそちらには水が流せないと。そういうこともあって、○○さんの土地を通していただきたいと当初話を持ってきてたみたいですが、最終的にはお断りをされたということで、今回の浸透溜枡での申請になったということです。 　今の状況では、区としても了承できないという事でした。
議長	調査報告が終わりました。 　それでは議案第８６号１番及び２番についてご意見ご異議ございませんか。
水田委員	安全面と地区の同意が得られていないので、信頼に欠けるような業者だと思います。
中島推進	太陽光の業者、町内に他に入っていますけど、糸岐地区で入っている

委員	○○さんは今のところ、盛り切りをしないということで現状で使用するという事で許可を出した覚えがあるんですけど、そういう工法に変えるようなことを農業委員会の方から言う事はできないんですか。
事務局	農業委員会の方から形状変更等、言う事はできません。
議長	これは、前の亀ノ浦地区の件でもここで相当議論をして、佐賀の常設委員会に出したんですよね。うやむやで委員会に行っても、農業委員会しっかりしてくださいということになるので、その辺はどのように考えたらよいのですか。
事務局	盛土、切土を行う事で、周辺農地の営農に多大な支障が出ると判明した場合に限っては、こういうことが考えられますよということは言える。ただ、言えるだけです。そういう意見書を付けて県の方に送付する。そして、県の方で、地元農業委員会はこういう支障が出ることを考えてますという意見があって、それを以って、県の方が許可を出すという事になってます。 あくまで、太良町農業委員会としてこういう可能性があるという意見書を作るくらいしかできない。
議長	ここで、これを通していたら大ごとになるので、私たちは拒否しますとよいう、多数決でダメやったという事を持っていったらどうなる。
事務局	何がどういうことで周辺農地に支障が出るということを考えてますという意見書を付けて、常設委員会、県の方に意見書を挙げて、県の方でどういう判断をとられるのかということになります。
議長	○○さんはソーラー設置について賛成してるんですか。
榊原推進委員	周辺農地の方は、農振除外については賛成してますけど、周辺の３名は反対してます。
事務局	今回の議案については、隣接者の承諾については必須ではありません。隣接者の承諾が必須になるときは、工場排水等がそこを通る、排水管を通す、そこを通らないと工事ができない等の時が必須となり、今回は必須とはなりません。

水田委員	そしたら、災害が起きた場合どうなる。農業委員会が許可を出したからということになるのではないか。
事務局	それがあるので、太陽光の場合は隣接農地の方に承諾を得てくださいというお願いをしているところです。
水田委員	それで、もし災害が起きたら誰が責任を取るかという事になるのか。
事務局	許可は県が出します。判断が法に基づいてしかできないわけです。今、算定根拠として排水計画とかも持ってきてられますけど、机上では残念ながら可なんですよ。
水田委員	近年、降水量が全然違ってきてるので、直近１０年の平均値を出して大雨の時の予想計算をしていないのではないか。
事務局	１時間雨量の１５５ミリの方で計算をしてまして、近年の太良町の１日の雨量しか分かりませんが、それが一番多いので２３６ミリ。時間雨量にして１０数ミリです。
水田委員	今までは承諾印もらって許可しますと。今回は承諾印はいらないと。それはおかしい。
事務局	実際、亀ノ浦の件も承諾印はもらっていないです。
川﨑委員	陣ノ内の件も結局施工されてる。
水田委員	県の言い分は、裁判を起こされたら負けると。
辻委員	法などの現状では、農振除外で印鑑をもらったら、施工できるということになる。農振除外時に隣接者が細かい説明を聞いてないからなかなか厳しい。
議長	農振除外する時に、よく考えないといけない。 そしたらどうしましょうか。

事務局	農地法５条の関係で、総会にかけた内容で意見書を作成して、常設審議委員会と佐賀県農山漁村課の方に提出しなければなりません。 意見書の中、農業委員会の意見決定のところで、相手企業の資力及び信用が適当か適当でないかという欄があります。 そこについては、資金関係については問題ないが、工事会社の信用の部分について、排水、排出土について集落説明会等が行われていないため、そういう面で信用がしづらいということを意見書に添付してよろしいでしょうか。 （「はい」と呼ぶ者あり） もう一点、周辺の農地等に係る営農状況の支障の有無について。こちらについても、排水、排出土について周辺地域へ説明がされていないという事を以って、営農に支障が出ないとの判断が農業委員会としてできないため不適当ということで意見書を作成してよろしいでしょうか。 （「はい」と呼ぶ者あり）
議長	今、いろんな意見が出ましたけれども議決を取ります。 議案第８６号１番及び２番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 はい、ゼロです。 今の意見書を県知事に送付しますので、よろしくお願いします。 続きまして、議案第８７号２番、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃貸借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理されたので、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員および池田推進委員から調査報告をお願いします。

山口委員	報告します。３月２９日に〇〇さんと池田推進委員と現地の方で確認しました。〇〇さんが作られていたのは、デコポンです。〇〇さんが体の調子が悪いということで、〇〇さんに貸したいという事でした。特に問題ないと思います。
池田推進委員	特に問題ありません。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第８７号２番についてご意見ご異議ございませんか。
	（異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８７号２番について、報告内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。
	（挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第 87 号 2 番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第８７号３番について、事務局の説明の前に、榊原推進委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第２４条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。
	（榊原推進委員離席）
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 申請計画内容につきましては、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員および池田推進委員から調査報告をお願いします。

辻委員	３月３１日に、貸し手の〇〇さんご夫婦と借り手の〇〇さんと池田推進委員とで立会をしました。 賃借料等の内容確認をしたところ、間違いないという事で、問題ありません。
池田推進委員	別に問題ありません。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第８７号３番についてご意見ご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８７号３番について、報告内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第８７号３番は原案どおり認められました。 （榊原推進委員着席）
議長	続きまして、議案第８７号４番について、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 申請計画内容につきましては、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員および榊原推進委員から調査報告をお願いします。
辻委員	３月２７日に、榊原推進委員と借り手の〇〇さんと現地を確認しまして、内容等間違いないということでした。貸し手の〇〇さんには電話で

	内容確認をし、こちらも間違いないということでした。
榊原推進委員	問題ないと思います。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第８７号４番についてご意見ご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８７号４番について、報告内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第８７号４番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第８７号５番について、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 申請計画内容につきましては、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員および木村推進委員から調査報告をお願いします。
山口委員	報告します。３月３０日に木村推進委員と貸し手の○○さんと現場で話を伺いました。貸し手の○○さんは体調が悪く作れないという事でした。賃借料についても少しでもあった方が良いというアドバイスをしました。あと、地図上で２筆ありますが、現場は仕切りはありません。
木村推進委員	○○さんとの話の中で、作れるという事でした。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第８７号５番についてご意見ご異議ございませんか。

	（異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８７号５番について、報告内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。
	（挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第８７号５番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第８７号６番について、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 申請計画内容につきましては、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員および池田推進委員から調査報告をお願いします。
堤委員	昨日、〇〇さんの家にお伺いして内容を確認しました。事務局の説明のとおり間違いありません。
池田保推進委員	堤委員と日程があわなかったので、堤さんにお任せして、説明を聞きました。あとは、事務局の報告のとおりです。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第８７号６番についてご意見ご異議ございませんか。
中島推進委員	長男から次男に変更ですか。
池田保推進委員	家庭内の事情です。
辻委員	借り手の方は、同居ですか。

堤委員	鹿島市在住です。
水田委員	○○さんは、○○さんに売ってなかったですか。
事務局	水田委員おっしゃっているのは、４８７２－９だと思います。まだここは、農振除外が行われただけの段階です。５条申請が提出されるまで自己保全をしなければならないということで、契約をし直している状況です。
議長	他にありませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８７号６番について、報告内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第８７号６番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第８７号７番について、事務局の説明の前に、澤山委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第２４条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 （澤山委員退席）
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 申請計画内容につきましては、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員および木

	村推進委員から調査報告をお願いします。
山口委員	３月３０日に、木村推進委員と現地で確認しました。更新ということで、〇〇さんは施設入所中ということで、高齢という事もあり娘さんの旦那さんである〇〇さんにお願いされている状況です。
木村推進委員	長年されているので、問題ないと思います。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第８７号７番についてご意見ご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８７号７番について、報告内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第８７号７番は原案どおり認められました。 （澤山委員着席）
議長	続きまして、議案第８８号１番、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定、農業経営基盤強化法による所有権移転について別紙関係人より許可申請書を受理したので審議並びに意見を求めます。 事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） 本件は、２月７日にあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になります。今回の総会にかけまして、農業公社から買主への所有権移転を審議し、公社から買主への所有権移転が行われます。
議長	事務局の説明が終わりました。あっせんの山口農業委員および木村推

	進委員から補足の説明があればお願いします。 （「ありません」という声あり）
議長	それでは議案第８８号１番についてご意見ご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８８号１番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第８８号１番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第８９号、農地法施行規則第１７条の規定に基づく別段面積の検討について事務局の説明を求めます。
事務局	毎年４月に一度話し合いをしております。現在、太良町の別段面積については、３反、３，０００㎡となっております。このことにつきまして、通常の農地の最低面積については、今年度も同様に３，０００㎡のままでと考えております。これについて、意見をお願いします。
辻委員	施設を取り組みたいという方については、非常に大きな面積になると考えます。ハウスなどについては、１０アールでもかなりの金額になると思いますので、特例的なことを設けているということを聞いたことがありますが、そういった対応は考えられないですか。
事務局	県内他市町の中には、施設栽培の方については１反、１，０００㎡に設定されているところもあります。別段面積につきましては、前の月の農業委員会で、再度話し合うことで別段面積の変更をすることができます。４月は３，０００㎡に設定をしておいて、実際に相談を受けた場合に、前の月の総会で面積を下げるなどの対応をしようかと考えております。

辻委員	どれくらいが良いのか分かりませんが、施設栽培については、非常に高額なお金がかかるので対応をよろしくお願いします。
水田委員	別段面積については、農業者の急激な減少に追いついてないので、別段面積は設定しないでも良いのかなと思います。やる気があれば面積の多少は良いのかなと思います。結局３，０００㎡の農地を集めるために逆に大変な作業になると思うので、農業者を確保するのが難しいと思いますけどね。
事務局	国の方では、別段面積を撤廃するという動きがありますけれども、他の市町村では結構反対意見もありました。撤廃したら悪意のある取得も増えないかという心配があると意見もあったということで、太良町としてもそういった動向を見ながら、どうしていくべきかを考えながら変更、撤廃等検討していきたいと思います。
水田委員	太良町で、施設園芸に限っては１反以下でも良いですよとしても良いのか。
事務局	可能です。数値を先に決めておいて、後で変更することもできます。
中島推進委員	年度が替わる時点で、特例の指定をした方が良いと思います。
議長	太良町としては、３反としておいて、特例として、新規就農、施設園芸をする方には１反から始められるということにしてよろしいでしょうか。
事務局	他の市町の決め方として、嬉野市、白石町、江北町は、青年就農計画の認定を受けた者というくくりで、１０アールとか２０アールという決め方をしておられます。玄海町は、新規就農者等が農地の権利取得を行う場合が１０アールという決め方です。
水田委員	青年という年齢は何歳までですかね。
事務局	農業経験がない方は４５歳まで、経験がある方は６５歳未満までが、青年等就農計画認定の期限になります。

中島推進委員	そしたら、玄海町方式が良いと思います。私の知り合いでも、定年を機に農業をしてみたいというような話をしておられるということを聞くようになってきたので、定年退職した人とかも新規就農とかに該当するように玄海町方式が良いと思います。
事務局	新規就農者等が農地の権利取得を行う場合は１０アールから行うように、事務局で詳細の決め方を勉強させてもらってよろしいでしょうか。場合によっては、来月また議案にあがってくると思いますけど、必要な文言等があるかもしれませんので、調整させてください。
議長	そしたら、別断面積については、３０アールで決定してよろしいでしょうか。 （「はい」と呼ぶ声あり）
議長	議案第９０号、太良町空き家情報バンクに登録された空き家に付随した特例農地について事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明）
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第９０号についてご意見ご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第９０号について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第 90 号は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議並びに協議報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。

	（発言なし）
議長	よろしいですか。以上をもちまして、太良町農業委員会第22回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 4 年 4 月 5 日

会　　　長　　秀　島　克　博

議事録署名者　　　堤　　こずえ

議事録署名者　　水　田　武次郎